

最近の公害裁判例 第18回

マンションの階下に居住する者の騒音について、階上に居住する者が求めた不法行為による損害賠償請求の一部が認容された事例

公害等調整委員会事務局

(東京地方裁判所平成26年3月25日判決)

(判例集未掲載)

【事案の概要】

- (1) 原告X1及びX2は夫婦であり、平成14年4月末から東京都に所在するマンション(以下「本件マンション」という。)の8XX号室に居住していた。

被告Y1はロックミュージシャンであり、平成14年4月ないし5月頃から上記8XX号室の階下にある7XX号室に居住し、自室で作曲作業などを行っている。被告Y1の父母である同Y2及び同Y3は同室を共有する区分所有者である。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「本件条例」という。)136条は、何人も規制基準を超える騒音を発生させてはならないとしており、本件マンションの所在する地域(商業地域)の規制基準を、音源の存する敷地とその隣地との境界線において、午前6時から午前8時までは55dB、午前8時から午後8時まで60dB、午後8時から午後11時まで55dB、午後11時から翌日午前6時まで50dBと定めていた。

- (2) 本件は、原告らが、被告Y1が7XX号室内で作曲作業等を行う際に8XX号室内に受忍限度を超える騒音を侵入させ、また被告Y2及び同Y3が、被告Y1に受忍限度を超える騒音を発生させないように是正する義務を怠ったことにより、原告X2は心身に変調を来し妊娠中絶を余儀なくされ、8XX号室からの転居せざるを得なくなったなど多大な肉体的・精神的苦痛を被り、その夫である原告X1も精神的苦痛を被ったほか、8XX号室に対する所有権を侵害されたなどと主張して、原告X1が被告Y1に対し所有権に基づく妨害排除請求として騒音の差止を求めるとともに、原告らが被告らに対し不法行為による損害賠償を求めた事案である。

【裁判所の判断】

- 1 本判決は、以下のとおり判断して、原告らの各請求のうち、被告Y1に対する損害賠償請求については一部認容し、その余の請求はいずれも棄却した。

- 2 被告Y1の不法行為の成否について

- (1) 被告Y1は7XX号室に入居以降、室内で概ね正午から午後8時頃まで作曲作業を行い、そのうち発声している時間は最長1時間半から2時間程度であったが、年に数

回程度午後 11 時から翌日午前 6 時までの時間帯に室内で歌を歌うこともあった。

本件条例の定める規制基準は、音源と測定場所が上下関係にある場合にはこの基準によることが直接想定されていないといえるが、同条例の目的に照らせば、本件のような場合にも騒音等が受忍限度を超えるかどうかの判断において一つの参考数値として考慮されるべきところ、測定結果によれば、8XX 号室に伝播する被告 Y 1 の歌声の騒音レベルは最大 41dB 程度であったと認められ、規制基準を超えるものではなく、裁判所による検証の結果によっても、少なくとも深夜の時間帯（午後 11 時から翌日午前 6 時まで）を除き、通常人にとって特段不快に感じるようなものとは認められない。もっとも、深夜における騒音については、被告 Y 1 の歌声が生活音とは異質な音であること、最大 41dB といえどもその音量は入眠妨害などの生活上の支障を生じさせるレベルであること、防音効果を考慮すると建物内では規制基準よりも厳格な数値が求められているものと考えられることなどの事情を考慮すると、深夜における被告 Y 1 の歌声は受忍限度を超えるというべきである。

- (2) 以上によれば、被告 Y 1 は 7XX 号室に入居以降、年に数回程度、深夜に歌を歌い、原告らの居住する 8XX 号室に受忍限度を超える騒音を伝播させたものと認められ（以下「本件不法行為」という。）、その限りで不法行為責任を負うべきである。

3 騒音差止請求について

被告 Y 1 の本件不法行為が前記 1 の限度で成立するととどまること、平成 25 年 3 月以降 8XX 号室を賃借している者は 7XX 号室からの騒音被害に関する苦情を述べていないことにも照らせば、今後、8XX 号室に対する原告 X 1 の所有権が侵害される具体的なおそれを認めることはできないから、騒音差止請求は理由がない。

4 被告 Y 2 及び同 Y 3 の不法行為の成否について

専ら占有者が専有部分を使用している場合も、区分所有者は、占有者の使用状況について相当の注意を払い、占有者が他の居住者に迷惑をかけるような状況を認識し、又は認識し得たのであれば、その迷惑行為の禁止や改善を求めるなどの是正措置を講じるべきである。しかし、被告 Y 1 の不法行為は前記 1 の限度で認められるものであり、7XX 号室の区分所有者である被告 Y 2 及び同 Y 3 が、同室の占有者である被告 Y 1 が発生させる騒音が受忍限度を超えるものであることを認識し、又は認識し得たとの事実を認めるに足りる証拠はないから、被告 Y 2 及び同 Y 3 は、同 Y 1 の違法な使用状況を放置したという不作為による不法行為責任を負わない。

5 原告らの損害について

- (1) 証拠等によれば、原告 X 2 は、8XX 号室の入居前から近隣の騒音被害によるストレス症状があったところ、平成 21 年 4 月には幻聴が出現し、心療内科等で薬物療法を受け、統合失調感情障害との診断を受けたこと、平成 24 年 8 月には妊娠が判明したが、服用していた薬の影響を懸念し同年 9 月に妊娠中絶手術を受けたこと、同年 12 月に原告らは 8XX 号室を退去したことがそれぞれ認められる。

- (2) 原告 X 1 に生じた損害

ア 本件不法行為の態様や 8XX 号室の現在の賃借人が苦情を述べていないことからすると、本件不法行為と原告らが 8XX 号室の売却を断念したこととの間に相当因果関係があるとは認められず、被告 Y 1 の騒音により売却利益を喪失したとの原告

X 1 の主張には理由がない。

イ 被告 Y 1 の発する騒音の程度に照らすと、本件不法行為を原因として原告 X 2 に現れた身体症状が生じ、妊娠中絶を余儀なくされることが通常であるとはいえないから、被告 Y 1 にこうした事態についての認識及び予見可能性があったとはいえない。したがって、本件不法行為と原告 X 2 の症状や妊娠中絶、ひいては原告らの転居との間に相当因果関係があるとはいえず、原告 X 1 の支出した転居費用が本件不法行為による損害であるとは認められない。

ウ 本件不法行為の態様その他本件にあらわれた一切の事情を総合考慮すれば、原告 X 1 の受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は 10 万円、弁護士費用相当額については 2 万円をもって相当と認める。

(3) 原告 X 2 に生じた損害

ア 前記のとおり、原告 X 2 の支出した治療費等、引越費用が本件不法行為と相当因果関係を有する損害であると認めることはできない。

イ 原告 X 2 は前記検証時にレンタルした騒音計等を用いて 8XX 号室内の騒音レベルを測定したが、同検証は騒音レベルの測定を目的とするものではなく、また、騒音レベルの測定は第三者の専門家に依頼することが必要不可欠であるから、原告 X 2 が支出した騒音計等のレンタル費用は立証に必要不可欠なものとはいえず、本件不法行為と相当因果関係のある損害とはいえない。

ウ 本件不法行為の態様その他本件にあらわれた一切の事情を総合考慮すれば、原告 X 2 の受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は 20 万円、弁護士費用相当額については 4 万円をもって相当と認める。

【解説】

1 本件は、マンションの上下階に居住する住人同士の騒音をめぐる紛争に関する判決である。近隣騒音をめぐるトラブルは近年増加傾向にあつてマスコミ等で取り上げられることも少なくないが、本件の特徴的な点としては、階上の住人から階下の住人に対する苦情を申し立てたものであること、本件で問題となった騒音がいわゆる生活音とは異なる性質のものであったことが挙げられよう。

2 本判決では、中心的な争点となった受忍限度の判断のなかで、本件条例が定める規制基準はマンション騒音にも一つの参考数値として考慮されるべきであるとした上で、原告らの室内で確認された騒音レベルは規制基準を下回るものの、深夜の歌声についてはその音の異質性や時間帯、測定場所の特性等に鑑みて受忍限度を超えるものと結論づけている。

受忍限度の判断要素の一つである「侵害行為の態様及びその程度」を評価するにあたっては、騒音の測定結果と規制基準との比較は有効な手がかりとなる。裁判例においても、受忍限度の判断の中で規制基準を上回る騒音の存在が重視されたと思われる事例は少なくない（マンション騒音に関するものとして、東京地判平成 17 年 12 月 14 日判例タイムズ 1249 号 179 頁、同平成 21 年 10 月 19 日判例時報 2057 号 11 頁等参照）。

本件条例の定める規制基準は隣地の関係での騒音を対象としており、問題となった

マンション内の騒音に直接適用されるものではないが、当該基準が住民の健康で安全かつ快適な生活環境を確保するという目的のもと、科学的知見に基づいて設定された数値であることに照らせば、本判決が当該基準を受忍限度判断の一考慮要素としたことは相当であろう。もっとも、その際、規制基準が想定する測定条件と当該測定結果の異同を踏まえた評価が必要となること、また、当然のことながら、受忍限度の判断は、規制基準を超えるかどうかの判断と連動するものではなく諸般の事情を総合的に考察して行う必要があることには十分留意しなければならない。本判決の受忍限度に関する上記判断は、以上の視点を意識して行われたものであると考えられる。

- 3 このほか、先に示した、専ら占有者が専有部分を使用している場合における区分所有者が果たすべき義務の内容や相当因果関係に関する判断は、上記2の受忍限度に関する判断とともに、近隣騒音（特にマンション騒音）に関する苦情相談や公害紛争処理の現場においても参考になるものと思われるので、本判決を紹介した次第である。